

令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託 企画提案公募実施要領

宮城県が実施する「令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託」に際しては、透明性、公正性を確保したより多くの企画提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により委託候補者の選定を行うが、その実施方法などについて、必要な事項を次のとおり定める。

1 業務の目的

宮城県では、令和元年度から進めてきた水道広域化に関する各種検討を経て、令和5年3月に宮城県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）を策定した。プランには、広域化の推進方針や当面の施策等を掲げ、より具体的な内容については、水道基盤強化計画に引き継がれることとなっている。

令和5年度は、水道基盤強化計画の策定に向けて状況の整理を行いつつ、具体的な広域化事業の創出に向けて取組を進めたところである。

その結果、県内水道事業者においては、水道広域化の機運が高まっており、委託業務の共同発注や緊急時連絡管の運用を含めた相互連携協力体制の確立など、比較的取り組みやすいところから着手する形で、将来に向けた基盤強化が進展しつつあるが、その具体化及び新たな取組の創出に向けては継続的な支援が必要な状況である。

以上のことから、令和6年度は、水道基盤強化計画を充実したものとするため、引き続き県内水道事業者の取組の具体化に係る支援を行う。

2 対象業務

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託 |
| (2) 概要 | 水道基盤強化計画（以下「計画」という。）の策定に向け、過年度の取組や水道広域化推進プランの内容、他都道府県における広域化の状況に係る情報収集等を踏まえ、具体的な広域化の取組の提案及び検討を行う。 |
| (3) 具体の業務 | 「令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託仕様書」参照のこと。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで |
| (5) 業務委託料 | この公募案件にかかる事業費は、27,387,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。 |
| (6) 担当課 | 宮城県土木部都市環境課
担当：水道事業広域連携推進班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-3144
FAX 022-211-3295
E-mail tosikansk@pref.miyagi.lg.jp
URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikan/ |

3 企画提案に応募できる事業者

次の全ての条件を満たす者のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号）第5条に基づく建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者で、A等級に格付けされ、建設コンサルタント上水道及び工業用水道部門の登録を有すること。
- (3) 配置管理技術者及び配置照査技術者として①②いずれかを配置できること。

①技術士は総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道）

②シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）上水道及び工業用水道部門

- (4) 平成31年4月1日以降に本業務と同種又は類似の業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。

なお、同種又は類似の業務とは、①「水道事業の収支計画作成に関する業務」及び②「水道事業の施設整備計画作成に関する業務」とし、①及び②両方の業務実績があること（業務内容を満たしていれば契約が分かれていても構わない）。

※「水道事業の収支計画作成に関する業務」とは、水道事業の中・長期的な収支（財政）計画作成する業務をいう。

※「水道事業の施設整備計画作成に関する業務」とは、水道事業の更新・改良・拡張等の事業費算出及び中・長期的な施設整備計画作成する業務をいう。

【対象業務例】

- ・水道事業の広域連携検討支援業務
- ・水道事業の事業認可書作成業務
- ・水道事業の料金改定に係る検討業務
- ・水道事業の経営計画（水道ビジョン、経営戦略、経営健全化計画等）策定業務
- ・水道事業の施設整備計画（更新計画、アセットマネジメント計画等）策定業務
- ・水道事業の施設の最適化検討
- ・その他、上記の業務に類する業務

- (5) この事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

4 企画提案実施に係るスケジュール

- | | |
|--|------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公告（宮城県出納局契約課及び土木部都市環境課のホームページに掲載する。） | 令和6年5月31日（金） |
| (2) 業務実施に関する質問受付期間 | 5月31日（金）～6月7日（金） |
| (3) 業務実施に関する質問への回答日 | 6月11日（火） |
| (4) 業務の企画提案書の提出締切日 | 6月17日（月） |
| (5) 企画提案書の一次審査（3者を超える場合に限る） | 6月18日（火）～20日（木） |
| (6) 書類審査結果通知(プレゼンテーション実施通知) | 6月21日（金） |
| (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 6月27日（木） |
| (8) 選定業者の発表 | 7月3日（水） |
| (9) 契約締結 | 7月下旬（予定） |

5 事業に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月31日（金）から6月7日（金）午後3時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式第1号）を用いて、2（6）に記載する担当課あて e-mail により提出すること。
e-mail tosikansk@pref.miyagi.lg.jp
- (3) 回答方法 質問に関する回答は、令和6年6月11日（火）に質問者の名を伏せて担当課のホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 企画提案に係る留意事項

- (1) 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- ①持参する場合
令和6年6月17日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時までに担当課に提出すること。
- ②郵送する場合
封筒に「企画書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便により、令和6年6月17日（月）の午後5時までに担当課に到着するように送付すること。
- (3) 提出書類
- | | |
|------------------------|-----|
| ①参加表明書兼企画提案提出書（様式第2号） | 10部 |
| ②企画提案書（任意の様式） | 10部 |
| ③企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） | 1部 |
| ④業務実績等説明書（様式第4号） | 1部 |
| ⑤見積書（任意の様式） | 10部 |
| ⑥工程表（任意の様式） | 10部 |
- (4) 企画提案書
- ①企画提案書の様式
- ・企画提案書は、任意様式にて提出することとする。
 - ・A4判、片面印刷で30ページ以内（表紙はページ数に含まない）

②企画提案書の記載内容

企画提案書の内容は、次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

- ・「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 企画提案者（以下「提案者」という。）の概要

- ・企業理念
- ・売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標
- ・同種又は類似の業務実績とその実施年度（平成31年4月1日以降）

ニ 本文

・業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

・業務の実施フロー

限られた期間での作業となることから、事業目的の実現に向け、特に県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

・業務の実施方法

仕様書の「5 業務内容」(1)から(7)それぞれについて、会議の企画・運営、資料の収集、調査、分析、シミュレーション等について具体的な手法を記載すること。

・効果的な取組提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ホ 業務実施体制

業務を遂行するに当たっての人員体制等を記載すること。また、業務実施に必要な又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(5) 業務実績等説明書

提案者は、同様な業務の実績及び今回予定されている担当者の実績について、業務実績等説明書（様式第4号）を提出すること。

(6) 見積書

2(5)に記載する業務委託料27,387,800円以内で、提案内容に応じた見積書を提出すること。また、様式は任意とするが、業務内容項目ごとに内訳書も提出すること。

(7) 工程表

履行期限内で業務内容項目ごとの工程表（任意の様式）を提出すること。

(8) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は認めない。

(9) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、提案者を無効とする。

- ①提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

- ②本実施要領等に従っていない場合
- ③「8 企画提案書のプレゼンテーションの実施」に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ④同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑤公募型プロポーザル方式による公正な企画提案の執行を妨げ、もしくは不正の利用を得るために連合した提案者が提出した場合
- ⑥民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(10) その他

- ①企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。
- ②取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ③企画提案書の再提出は認めない。
- ④審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 企画提案書提出者が3者を超えた場合の一次審査及び結果発表

(1) 一次審査の実施期間

令和6年6月18日(火)～20日(木)

※応募件数により審査期間を延長する場合がある。

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書等について、当業務に係る選定委員会設置要領に規定する選定委員が、「評価項目及び配点」(別添1)に基づいて審査し、評価合計点の多い順に順位を決定し、上位3事業者を選定する。

(3) 一次審査結果の通知

令和6年6月21日(金)

審査結果については、審査終了後速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。一次審査を実施しない場合においても、その旨を通知する。

8 企画提案書のプレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーション実施日

令和6年6月27日(木) ※開始時間は別途通知する。

(2) 実施会場

宮城県庁行政庁舎8階土木部会議室(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)

(3) 実施方法

- ①出席者は1提案者につき4名以内とする。
- ②1提案者当たりの持ち時間は25分(説明15分、質疑応答10分)とし、本県から指示した時間から、順次、個別に行うものとする。
- ③事前に提出された企画提案書(書面)に基づいてプレゼンテーション資料を作成し、プレゼンテーションを行うこととする。なお、企画提案書のボリュームは、審査対象とならないので、追加資料の配布は必要最小限にとどめること。
- ④プレゼンテーション実施時に使用する機材等については、モニター、プロジェクター、レーザーポインターを事務局が用意する。プレゼンテーションにパソコンを使用する際は持参すること。

9 選定審査の実施及び審査結果の発表

- (1) プレゼンテーションの実施後、選定委員会において、「評価項目及び配点」に基づいて審査するものとする。

なお、「評価項目及び配点」については、別添1を参照すること。

- (2) 選定委員会における審査により、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、評価合計点の多い順に順位を決定し、第1位の者を委託候補者として選定する。ただし、評価合計点の第1位の者が複数者いる場合は、見積金額の安価な者を、見積金額が同一の場合には「評価項目及び配点」（別添1）の「提案内容」の評価合計点が上位の者を、第1位の者とする。なお、「提案内容」の評価合計点も同一であった場合には選定委員合議の上、これを決定する。提案者が1者のみの場合は、評価合計点が満点の6割以上となった場合のみ、委託候補者として選定する。

- (3) 審査結果については、令和6年7月3日（水）に、2（6）に記載する担当課のホームページに掲載する。

なお、選定審査に関する質問に応じることはできない。

10 契約の締結

- (1) 宮城県は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続きにより、選定した委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

- (2) 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書を基に作成するが、本業務の目的達成のため必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託候補者と協議が整わなかった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

11 業務委託内容

別添仕様書のとおり

12 成果品の帰属、成果物に係る著作権の取り扱い

- (1) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

- (2) 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (3) 成果物について、県に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- (4) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

13 経費の負担

企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

14 注意事項

- (1) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰すものとする。
- (2) 宮城県は、企画提案に関する公表及びその他県が必要と認めるときに、企画提案書
を無償で使用することができるものとする。
- (3) 宮城県は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作
することができるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、本件に係る情報公開請求があった場合には、
宮城県情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認める
ときは、公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめることがある。
- (6) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標
準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

(別添1)

令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託に係る評価項目及び配点

評価項目		配点	
		一次 審査	プレゼン 審査
企業評価	提案者の企業理念及び経営状況は優良で本事業完遂の確実性が見込まれるか。	5	5
業務実績	平成31年4月1日以降に完了した同種又は類似の業務実績があり、本事業実施の信頼性が見込まれるか。(同種又は類似の業務とは、水道事業の収支計画作成に関する業務及び水道事業の施設整備計画作成に関する業務とする。)	5	5
提案内容	全体として、提案内容が本業務の目的を達成できる水準になっているか。	20	20
	仕様書の5業務内容(1)広域連携検討会の開催支援において、事業者の議論が十分に図られるような会議の企画・運営となっているか。	5	5
	仕様書の5業務内容(2)機能別検討部会の開催支援、(3)個別研究会の開催支援において、令和5年度までの検討経過等を踏まえつつ、広域化の取組の進展が見込まれる内容となっているか。	20	20
	仕様書の5業務内容(7)水道に関するDX技術展示会の開催支援において、最新のDX技術及び他先進事例を踏まえながら、民間事業者の技術展示や県内の水道事業者との意見交換が実現できる内容となっているか。	15	15
提案事項	効果的な取組提案は事業目的の達成のために有益な内容か。	20	20
進行管理・ 実施体制	適切な進行管理計画のもと、本業務の履行が確保できる十分な組織体制を構築しているか。	10	10
合計		100	100

【評価合計点の算出方法】

選定委員会では、評価項目ごとに以下のA～Fの評価を行い、配点に評価係数を乗算・合計することにより評価合計点を算出する。

	A	B	C	D	E	F
評価	特に優れている	優れている	標準	やや劣る	劣る	評価しない
評価係数	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0